

様式1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について

所管所属	消防チーム
------	-------

猟銃等の製造又は販売事業所の移転許可

根拠条文

武器等製造法第20条（抜粋）

第12条の規定は、猟銃等の販売の事業に準用する。この場合において、第12条第1項中「経済産業大臣」とあるものは「都道府県知事」と、第12条第2項中「第5条第1項第1号及び第2号」とあるのは「第5条第1項第2号」と読み替えるものとする。

同法第12条第1項

武器等製造事業者は、その工場又は事業場を移転しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

同法第5条第1項第2号

二 当該武器等の保管のための設備が経済産業省令で定める要件を備えること。

同法施行規則第20条

法第17条第2項及び第19条第2項において準用する法第5条第1項第2号の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 管理上支障がない場合にあること。（以下省略）

審査基準

武器製造法第20条の該当性の判断は、次に掲げるとおり。

- 1 昭和28年9月9日付28重局代1181号通商産業省重工業局長通知 四（法第20条関係）による。
- 2 昭和44年12月22日付44重局第2488号通商産業省重工業局長通知 記による。
- 3 昭和44年5月13日付44重局第76号通商産業省重工業局長通知による。
- 4 昭和46年9月16日付46重局1217号通商産業省重工業局長通知 記2による。

（当該通知は、消防チームで閲覧できます）

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
7 日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	7 日	